

# はじめに

## 1 策定の趣旨

わが国は、少子高齢化、グローバル化、情報化、産業・就業構造の変化、価値観の多様化、地方分権の推進などの大きな時代の変化の中にあります。この大きな変化の中で、教育分野においては、学力の低下、モラルの低下、学級崩壊などの新たな課題が浮かび上がってきています。

本市では、高度経済成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた独自政策を展開してきましたが、右肩上りの社会の終焉に伴う制度疲労や少子高齢社会の到来といった社会構造の変化に伴う諸要因から、財政が急速に逼迫してきました。そこで、平成14年度に「川崎市行財政改革プラン」が策定され、全庁的に行財政改革に取り組んでいます。

学校や地域では、昭和61年に市長あてに報告のあった「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づく教育が展開されてきました。報告は、20年近く前のものでありながら、「教育への市民参加」の重要性を説き、その第一歩を踏み出すきっかけとなった点で大きな意義があったと考えます。

教育委員会では、平成15年5月に「かわさき教育プラン策定委員会」を設置し、市民と行政の協働がさらに重要となっていることを踏まえて、そのシステムを教育行政計画として具体化するために、市民と行政が共に手を携えて教育を進める「かわさき教育プラン」の策定を進めてきました。

また、サブタイトル「市民の力が教育を変える」は、そのような教育を進めることにより、市民一人ひとりに内在する力が、本市全体の教育を活性化するというねらいを表現したものです。

このプランは、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習、文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現を目指すものです。

## 2 プランの位置づけ

このプランは、「川崎市行財政改革プラン」や新たな総合計画との整合を図るとともに、新しい時代における、より効果的な教育財政のあり方などについて、平成16年3月に策定された「教育委員会事務事業改善プラン」の内容を踏まえてまとめています。

## 3 対象とする期間

このプランの対象期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

## 4 プランの対象分野

このプランにおいて対象とする分野は、幼稚園や市立の小・中・高・聾・養護学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

## 5 プランの全体像

プランは、全体として以下に示すように構成されています。

